

保育所における乳児に係る保母の 配置基準の見直し等について

平成10年4月9日

厚生省児童家庭局長、児発第305号

児童や家庭を取り巻く環境が変化する中で、都市部を中心に乳児等の待機児童が非常に多い状況にあり、こうした待機児童の解消が大きな課題となっている。このため、乳児保育について、全ての保育所で乳児保育を実施できる体制を整備するため、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）が、本日、別添のとおり公布されたところであるが、下記の事項に留意の上、その運用に遺憾なきを期されたい。

記

1 乳児保育の一般化について

(1) 乳児に係る保母の配置基準の見直しについて

保育所の保母の数については、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。）第33条第2項により、従来、乳児又は満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上とされていたが、乳児については、乳児おおむね3人につき1人以上に引き上げたこと。

(2) 保健婦又は看護婦に係る経過措置について

従来、乳児保育指定保育所の職員の配置については、保母のほか、乳児9人以上を入所させる保育所においては保健婦又は看護婦1人を置き、乳児6人以上を入所させる保育所においては保健婦又は看護婦1人を置くよう努めること

とされ、保健婦又は看護婦が配置された場合には、これを保母の配置基準（保母定数）に含むものとされていたが、こうした点を踏まえ、乳児6人以上を入所させる保育所に係る最低基準上の保母定数については、当分の間、当該保育所に勤務する保健婦又は看護婦を、1人に限って、保母とみなすことができるものとしたこと。

2 留意事項

(1) 乳児保育指定保育所等の廃止について

乳児保育指定保育所及び乳児保育指定外特例保育所（以下「指定保育所等」という。）については、今般、平成10年4月8日児発第283号

「特別保育事業の実施について」により廃止されたところであるが、今後とも、乳児の保育を行う保育所においては、従来の指定保育所等の要件となっていた設備及び職員の基準（乳児室及びほふく室の面積基準、保健室・調乳室・沐浴室の設置、乳児保育に経験を有する保母の配置及び保健婦（又は看護婦）の配置）を満たすよう指導すること。なお、乳児の待機が多い地域においては、一時的にこうした基準を満たさなくてもやむを得ないものであるが、この場合であっても、最低基準を遵守するとともに、こうした基準を満たすよう努力すること。

(2) 認可外保育施設に対する指導について

認可外保育施設については、昭和56年7月2日児発第566号「無認可保育施設に対する指導

監督の実施について」(以下「指導通知」という。)の無認可保育施設に対する当面の指導基準により、認可外保育施設における保育に従事する者の数は、おおむね最低基準第33条第2項に定める数以上であることとされているが、今回、乳児に係る保母の配置基準が見直されたことに伴い、認可外保育施設についても、改正後の最低基準の規定に沿って、基準に適合するよう所要の指導を行うこと。

しかしながら、職員確保の問題等もあることから、平成10年度に限り、当面の指導基準に不適合の施設に対して、当該施設が従前の指導基準に適合している場合には、指導通知の4の規定に関わらず、当該規定の措置を講じなくても差し支えないものとする。なお、この場合においても、早急に改善するよう指導すること。

- (3) 児童福祉法施行令等の一部を改正する政令(平成10年政令第24号)の保母の名称変更に関する規定の施行後にあつては、本通知のうち「保母」とあるのは「保育士」と読み替えるものとする。

※改正児童福祉施設最低基準・新旧対比表

○児童福祉施設最低基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>児童福祉施設最低基準 第五章 保育所 (職員) 第三十三条 (略) 2 保母の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、<u>満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人</u>につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。 第十章 児童自立支援施設 (設備の基準) 第七十九条 (略) 2 前項に規定する設備以外の設備については、<u>第四十一条の規定を準用する。ただし、男子と女子の居室は、これを別にしなければならない。</u></p>	<p>児童福祉施設最低基準 第五章 保育所 (職員) 第三十三条 (略) 2 保母の数は、乳児又は満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。 第十章 児童自立支援施設 (設備の基準) 第七十九条 (略) 2 前項に規定する設備以外の設備については、<u>第四十一条の規定を準用する。ただし男子と女子の居室は、これを別にしなければならない。</u></p>